

城東南部保健相談所助産師（会計年度任用職員）の募集について

| | |
|--------------|--|
| 募集人数 | 1名 |
| 勤務場所 | 城東南部保健相談所（南砂4-3-10） |
| 職務内容 | 乳児健診等における個別相談業務 |
| 応募資格・求められる能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・助産師の免許を有する方 ・任用期間中、継続して勤務できる方 ・健康状態が良好であり、服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる方 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組める方 ・協調性があり、業務に対して強い責任感がある方 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる方 ・職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方 (その職を退いた後も同様とする) |
| 任期 | <p>令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで</p> <p>*1 原則として、採用後1か月間（勤務実績が15日未満の場合は、15日になるまで）は、条件付採用期間となります。</p> <p>*2 令和9年4月1日以降、公募によらない再度任用への申し込みが可能です。ただし、1年以内の任用であり、令和9年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。</p> <p>公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。</p> |
| 勤務日数 | 月1～3日程度（土・日・祝日・を除く） |
| 勤務時間 | <p>10時30分から16時30分の実働5時間</p> <p>（休憩時間は11時30分から12時30分）</p> <p>所定勤務時間を超える勤務：原則なし（業務の必要上やむを得ない場合あり）</p> |
| 休暇 | <p>（有給）年次有給休暇（勤務日数により付与される場合あり）</p> <p>（無給）妊娠通勤時間 等</p> |
| 報酬 | <p>時給 2,086円（令和7年12月現在）</p> <p>* 上記のほか通勤手当相当（上限55,000円／月）の支給があります。</p> <p>* 業務上やむを得ない場合に限り超過勤務手当相当の報酬があります。</p> <p>* 特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。</p> |
| 期末勤勉手当 | <p>基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会计年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上または基準日までに発令されている任期が引き続いて6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。</p> <p>* 本募集では支給要件には該当しません。</p> |

| | |
|------------|--|
| 加入保険 | 本募集条件ではありません。 |
| 選考 | <p>選考日：後日連絡 選考場所：城東南部保健相談所（江東区南砂4-3-10） 選考方法：個別面接方式</p> |
| 応募方法 | <p>会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要事項を記入し、助産師の免許の写しとともに、下記の申込み・問い合わせ先へ令和8年1月16日（金）17時（必着）までに郵送又は持参願います。 なお、応募書類については返却いたしません。</p> |
| 注意事項 | <p>地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| 申込み・問い合わせ先 | <p>城東南部保健相談所 管理係 宮倉 〒136-0076 江東区南砂4-3-10 電話番号 03-5606-5001</p> |